

第5 道路交通秩序の維持

1 交通の指導取締りの強化等

(実施機関：県警察本部)

(1) 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等

(実施機関：県警察本部)

事業概要

一般道路においては、子ども、高齢者、障害者の保護の観点から歩行者及び自転車利用者の交通事故防止及び交通事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いて、交通指導取締りを効果的に推進する。

事業内容

<令和8年度計画>

1 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

「交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言」(2013年12月)を踏まえ、交通指導取締りが有する交通事故抑止効果及び交通事故発生時の被害軽減効果を最大限に発揮させるため、交通指導取締り全般を交通事故実態の分析等に基づく交通指導取締り方針の策定、交通指導取締りの実行、交通指導取締りの効果検証及び検証結果の交通指導取締り方針への反映といったPDCAサイクルに基づき管理し、限られた体制での交通死亡事故の抑止に資する交通指導取締りをより一層推進する。また、交通指導取締りに当たっては、殉職・受傷事故防止対策の徹底に留意しつつ、取締りの手段・方法を十分検討するなど、幹部による業務管理を徹底する。

具体的には、飲酒運転のほか、著しい速度超過等の交通死亡事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置き、これらの違反を行う運転者への注意喚起に結びつくような、広報と一体となった交通指導取締りを推進する。

特に速度超過の取締りに当たっては、速度に起因する交通死亡事故の発生状況等を踏まえて路線、時間帯等を選定し、効果的な速度取締りを実施するとともに、取締り場所の確保が困難な生活道路や警察官の配置が困難な時間帯においても取締りが行えるよう可搬式速度違反自動取締装置の運用を推進する。

また、妨害運転等の悪質・危険な運転を抑止するため、広報啓発を強化するとともに、客観的な証拠資料の収集等を積極的に行い、妨害運転罪や危険運転致死傷(妨害目的運転)等のあらゆる法令を駆使して、厳正な捜査を徹底する。

さらに、信号機のない横断歩道における歩行者の優先等を徹底するため、運転者に対し、横断中はもとより、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを重点的に行うほか、交通事故の被害の軽減を一層図るため、全席シートベルトの着用及びチャイルドシートの適正使用に係る指導取締りの徹底を図る。

このほか、交通指導取締りに係る業務の省力化、指導取締り情報の効果的な集約等に資するデータ端末による交通反則切符の作成に向けた検討

を進めるなど、より効果的な取締りを行うための資機材の研究開発及び整備に努めるとともに、交通指導取締りが真に交通事故抑止に資するものとなるよう、交通指導取締りによる事故抑止効果の検証、必要に応じた交通規制の見直しや違反をさせないための警戒活動の効果的な実施に努める。

2 街頭活動の推進

交通指導取締りと同様に、地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析した上で、交通事故の多発する路線及び交差点において、交通事故防止を図るため、白バイやパトカーによる警戒活動を推進するとともに、通学時間帯や薄暮時間帯における街頭活動を推進する。

また、児童、高齢者及び身体障害者の道路横断時の保護誘導、歩行者の法令違反に対する指導、自転車の交通ルールと正しい乗り方や点検整備についての指導等、歩行者及び自転車利用者に対する街頭活動を積極的に推進する。

3 飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化

飲酒運転の実態について、必要な調査・分析を行った上で、飲酒運転取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、「飲酒運転根絶BOX」等により市民等から提供された飲酒運転関連情報の組織的活用を図ることにより、飲酒運転に対する取締りを一層強化する。

また、飲酒運転や飲酒ひき逃げ事件を検挙した際は、運転者のみならず、車両の提供者、飲酒場所、同乗者、飲酒の同席者等に対する徹底した捜査を行い、車両等の提供、酒類の提供及び運転の要求・依頼による同乗や教唆行為について確実な立件に努めるとともに、適切な広報により飲酒運転の危険性の周知を図る。

4 無免許運転等の取締りの強化

無免許運転を認知した際の厳正な取締りに加え、無免許運転常習者の組織的な把握と資料化、情報の共有を図るなどして、無免許運転に対する取締りを強力に推進する。

また、無免許運転や無免許ひき逃げ事件を検挙した際は、運転者のみならず、周辺者に対する徹底した捜査を行い、自動車等の提供及び運転の要求・依頼による同乗や教唆行為について確実な立件に努めるとともに、適切な広報により無免許運転の危険性の周知を図る。

5 携帯電話使用等違反の取締り強化

運転中に携帯電話等を使用することは、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、携帯電話使用等の取締りを強力に推進する。ただし、携帯電話使用等を禁止している規定は、自動運行装置を適切に使用中の運転者には適用されないことに留意する。

6 自転車利用者による交通違反に対する交通指導取締りの強化

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、令和8年4月1日に施行された自転車への交通反則通告制度の導入を踏まえ、自転車指導啓発重点地区等を中心とした事故抑止に資する取締りを

	推進する。 7 特定小型原動機付自転車及びペダル付き電動バイクの利用者に対する交通指導取締りの強化 特定小型原動機付自転車に係る悪質・危険な違反行為に対する交通指導取締りを強化する。また、ペダル付電動バイクについては、電動アシスト自転車ではなく、一般原動機付自転車等に該当し、道路を通行させるにはナンバープレートを取得し、車体に表示しなければならないほか、その運転には運転免許が必要であり、乗車用ヘルメットをかぶらなければならないなど、一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることの周知徹底を図るとともに、無免許運転、通行区分違反等の悪質・危険な運転に対する交通指導取締りを強化する。 8 通学路における効果的な交通安全指導の推進 通学路における児童の安全確保の観点から登下校時間帯において、車両通行止めをはじめとする各種交通規制の実効性を確保するため、当該規制の入口等における積極的な指導・警告を行い、違反をさせないようにするとともに、可搬式速度違反自動取締装置を活用した効果的な速度取締りを行うなど、登下校時間帯に重点を置いた真に交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。 地域住民等の耳目に触れる取締りを実施する。また、学校関係者やPTA等と合同の街頭活動や一斉指導取締り等地域住民に安心感を与える活動を併せて推進する。
--	--

(2) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

(実施機関：県警察本部)

事業概要	高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通の指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。
事業内容	<令和8年度計画> 1 交通指導取締りの推進 悪質性・危険性・迷惑性の高い違反を重点とし、特に妨害運転、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反、携帯電話使用等の指導取締りを強化する。 2 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進 大型貨物自動車等による重大事故を防止するため、各種関係法令を積極的に適用し、飲酒運転、速度超過、過積載運転等の指導取締りを強化するとともに、背後責任の追及、関係機関と連携した事務所等に対する行政指導の徹底を図る。また、大型貨物自動車等が高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の最高速度を、80キロメートル毎時から90キロメートル毎時に引き上げることを内容とする道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第43号）が令和6年4月1日に施行された

	ことから、交通ルールや運転マナーの周知徹底のほか、大幅な速度超過等の悪質・危険な交通違反に対する取締りを強化するとともに、速度規制の遵守を促し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、運転者教育等の場において、規制速度を設定している理由について十分な説明を行うほか、追越車線以外の通行帯の通行が可能である場合に追越車線を走行し続ける行為等が通行帯違反となることや、車両は指定された車両通行帯を通行しなければならないことについて、広報啓発活動や交通安全教育を推進する。 3 逆走事案に対する的確な対応 高速道路における逆走は、重大事故に直結する危険な行為であることから、逆走事案を認知した際は的確な検挙措置を講ずるとともに、運転者の言動等から認知症等の一定の症状を呈する病気等にかかっている疑いがある場合は、運転者の保護や、臨時適性検査の実施を検討するなど、適切な措置に努める。 4 シートベルト着用及びチャイルドシート使用の徹底 高速道路においては、シートベルト着用及びチャイルドシート使用による被害軽減効果が高いことから、普及啓発活動を推進するとともに、インターチェンジ入口等における指導取締りを強化し、後部座席を含めた全席シートベルト着用等の徹底を図る。
2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 (実施機関：県警察本部)	
(1) 危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた捜査の徹底 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	悪質かつ危険な運転行為による交通事故事件に対しては、初動捜査の段階から「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立件を視野に入れた捜査の徹底を図る。
事業内容	<令和8年度計画> 飲酒運転や信号無視、著しい速度超過や妨害目的運転等が疑われる悪質かつ危険な運転行為による死傷事故に対しては、警察本部と警察署が連携し、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた適正かつ組織的な捜査活動を推進する。
(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。

事業内容	<令和8年度計画> 交通捜査員等の育成を図るため、体系的かつ組織的な教養を推進するとともに、交通事故事件捜査等に対して卓越した専門的技術又は知識を持つ技能指導官、交通事故鑑識官等による具体的かつ実践的な教養を実施し、捜査能力の向上を図る。
(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	3Dレーザースキャナや空撮用ドローン、故障診断装置、総合図化システム等科学的捜査を支える装備資機材の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な捜査を推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 1 重大又は特異な交通事故事件については、交通事故事件捜査統括官等の捜査幹部による的確な捜査指揮や交通事故鑑識官の現場見分等による客観的な証拠収集を徹底する。 2 各種捜査支援システムを活用した捜査を実施するとともに、自動車関連業者等との協力体制の確立を行い、基礎資料の収集・整備に努める。
(4) 自動運転車の事故に関する原因究明に向けた取組の推進 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	自動運転車の事故については、様々な要因が考えられるため、客観性及び真正性を確保した総合的な事故原因の調査・分析を実施し、速やかな事故原因の究明に努める。
事業内容	<令和8年度計画> 自動運転車に関わる交通事故等を認知した場合には、関係機関との連携を図り、科学的捜査を推進する。
3 暴走族等対策の推進 (実施機関：教育委員会、中部運輸局、県警察本部、県県民文化局、県教育委員会)	
(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 (実施機関：市教育委員会義務教育課、県警察本部、県県民文化局、県教育委員会)	
事業概要	「暴走族等の追放の促進に関する条例」(平成14年愛知県条例第60号)を効果的に運用するとともに、広報活動や家庭・学校等からの指導等を促進する。
事業内容	<令和8年度計画> [教育委員会義務教育課、県警察本部、県県民文化局、県教育委員会] 1 県民等に対し、青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動(夏季・冬季)の中で、暴走族追放に向けた広報、啓発活動を推進し、暴走族追放気運の高揚を図る。 2 「免許はとらない」「買わない」「乗らない」「乗せてもらわない」の「四ない運動」を推進するとともに生徒が暴走族に加入したり、暴走行為をしないよう交通安全教育を徹底する。 3 保護者会、PTAの会合を通じて家庭にも「暴走行為の防止」を呼び

	かけ、地域ぐるみで防止に努める。 [県警察本部] 4 暴走族等による犯罪行為や暴走族等と暴力団とのつながりについて、県警ホームページなどを活用した広報を実施し、暴走族への加入防止を推進する。
(2) 暴走行為阻止のための環境整備 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	暴走族等のい集場所として利用されやすい施設等の管理者に協力を求め、暴走族等をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進する。また、地域における関係機関・団体との連携により、暴走行為ができない道路交通環境づくりを推進する。
事業内容	<令和8年度計画> 1 暴走族等のい集場所として利用されやすい公園の駐車場等の夜間閉鎖や、コンビニエンスストア等の駐車場からの締め出し等、暴走族等のい集を防止するため必要な措置を講ずるよう積極的に働き掛ける。 2 ドリフト走行等の暴走行為が行われている道路や駐車場については、道路管理者等に対して、物理的にい集・暴走行為ができない措置を講ずるよう働き掛けるなど、道路交通環境づくりを積極的に推進する。
(3) 暴走族等に対する交通指導取締りの推進 (実施機関：県警察本部)	
事業概要	取締用装備資機材の充実を図り、現場検挙等による徹底した取締りを推進するとともに、関係市町村との捜査協力を積極的に行う。また、暴走族等に対して不正改造車両の取締りを行うとともに、背後責任の追及を徹底する。
事業内容	<令和8年度計画> 1 暴走行為の取締りに有効な装備資機材の充実を図り、これらを効果的に活用した現場検挙や証拠資料に基づく共同危険行為等の禁止違反による構成員の検挙を推進し、暴走行為の封圧を図る。 2 暴走族等が敢行する犯罪行為について、各種法令を適用し構成員の検挙を推進する。 3 暴走族等と関係のある暴力団等の徹底検挙に努め、両者の切り離しによる暴走族グループの解体を推進する。 4 小規模の集団による暴走行為に対しては、暴走に使用する車両の隠匿場所及び暴走族等のい集場所等におけるよう撃捜査及び的割り捜査を積極的に実施し、暴走族等の検挙を推進する。 5 違法行為を敢行する旧車會グループについて、整備不良車両運転、消音器不備、騒音運転、番号標表示義務違反等の各種法令違反に対する取締りを推進するとともに、不正改造車両等の押収、司法当局に対する没収（没取）措置の働き掛けを行う。さらに、不正改造等の暴走行為を助長する行為に対しても背後事件の追及を行う。

(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止

(実施機関：県警察本部)

事業概要

暴走族関係事犯の捜査においては、グループの解体と合わせ、グループからの離脱支援及び暴力団と関わりのある者に対する暴力団からの離脱指導及び再犯防止に努める。また、暴走行為に対する運転免許の行政処分を迅速かつ厳重に行い、「暴走族のいないまちづくり推進協議会」が実施する啓発活動等を推進する。

事業内容

<令和8年度計画>

- 1 暴走族等に対する共同危険行為をはじめとする暴走行為については、迅速かつ適正に行政処分を実施する。
- 2 暴走族関係事犯の捜査においては、非行の背景となっている行状、性格及び家庭等の被疑者を取り巻く環境等を明らかにし、適切な個別指導を実施する。
特に暴走族等のリーダーなどグループの中心的な構成員に対しては、マンツーマンによる指導を積極的に推進し、暴走行為の再犯防止、暴走族等からの離脱指導及び支援活動を行う。
- 3 暴力団との関わりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導及び支援活動を徹底する。
- 4 暴走族問題は地域社会に深く関わる問題であることに鑑み、関係機関・団体で構成される「暴走族のいないまちづくり推進協議会」が実施する暴走族追放強調月間等における啓発活動を通じ、地域社会が一体となった青少年の非行防止・暴走族加入防止活動を推進する。

(5) 車両の不正改造の防止

(実施機関：中部運輸局、県警察本部)

事業概要

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、道路運送車両の保安基準に適合しない部品などが不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進及び企業・関係団体に対する指導を積極的に行う。

事業内容

<令和8年度計画>

[中部運輸局]

- 1 道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和8年度においても、地方運輸局等で地域の事情に応じて設定する1か月間を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底する。

[中部運輸局、県警察本部]

- 2 暴走族等の取締りにおいては、騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反等の車両の不法改造の取締りを強化するとともに、道路運送車両法による整備命令制度の効果的な運用が図られるよ

	う関係機関との連携を強化する。 3 自動車ユーザーだけでなく、不正改造業者等に対して、必要に応じて立ち入り検査を行う。 4 違法行為を敢行する旧車會に対する実態把握に努め、不正改造等の取締りを推進する。
--	--